

幸せへの道

「高齢者虐待」について考えよう

～高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現を目指して～

令和5（2023）年の統計によると、日本の高齢化率は29.1%、愛媛県の高齢化率は33.45%と人口の約3人に1人は65歳以上の高齢者（以下「高齢者」といいます。）である超高齢社会を迎えています。近年、高齢者に対する虐待など高齢者の人権が侵される事例が増加しています。こうした事例をなくし、高齢者虐待を防ぐために私たちができることは何なのか、高齢者が生きがいをもって、安心して暮らせる社会を共につくっていくにはどうすればよいのか、考えてみましょう。



1. 高齢者虐待に対する意識チェック!

高齢者虐待の相談・通報件数は、全国的に見て増加傾向にあります。
皆さんは高齢者虐待についてどのくらい知っていますか？
まずは、チェックリストで自分の意識を確かめてみましょう。

- 高齢者虐待は、特別な家庭でしか起こらないことだと思う
- 一人暮らしの高齢者がいても気にならない
- 高齢者は頑固だから関わりたくない
- 介護のことには、あまり関心がない
- 外出は危険なので高齢者は家にいるほうがよいと思う
- 高齢者は年齢を考え、おとなしく生活するのがよい
- 虐待かなと思っても公的機関への連絡まではしない
- 高齢者のために思っていた行為なら、虐待に該当しない
- 高齢者は何を言っているのか分からないから好きになれない
- 虐待されれば助けを求めるはずだ
- 高齢者虐待のニュースには全く興味がない
- 「年寄りのくせに」とつい思うことがある
- 高齢者虐待の原因は、ほとんどが高齢者にあると思う
- 高齢者虐待をしている人は、必ずそれを自覚しているはずだ
- 暴力を振るわなければ虐待ではないと思う

【出典】：法務省人権擁護局



チェックの入った項目はありましたか？
私たちの中にある何気ない意識が、高齢者虐待につながったり、高齢者虐待を残してしまったりしているのかもしれない。
高齢者虐待について正しく理解し、行動することが大切です。

2. 高齢者虐待とは？

高齢者の尊厳を保持し高齢者に対する虐待の防止に向けた「**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**」(高齢者虐待防止法)

平成18(2006)年4月施行

高齢者虐待の5つの類型

身体的虐待

殴る、蹴る、つねるなどの暴行を加えて、身体に痛みを与えたり、傷やアザを負わせたりすること。

心理的虐待

脅したり、侮辱したり、時には無視したりをすることで、著しい心理的外傷を与えること。

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者が受けるべき介護や医療サービスの利用を妨げたり、制限したり、放置したりすること。

性的虐待

本人の気持ちを無視して、高齢者にわいせつな行為をしたりさせたりすること。

経済的虐待

高齢者の金銭を勝手に使ったり、無断で財産を処分したりすること。

※これらが複合的に存在するケースも少なくありません。

※高齢者虐待を発見したら通報しなければなりません。

【参考】:人権啓発教材 高齢者虐待(法務省人権擁護局)

虐待を受けている高齢者の多くに、何らかの認知症の症状が見られます。認知症の方の中には徘徊や暴言、昼夜逆転などの症状が出ることもあるため、こういった症状が養護者にとっての負担となり、虐待につながっているケースが少なからず発生しています。



※虐待の要因となっている認知症について、令和5(2023)年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和6(2024)年1月1日に施行されました。

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため市町村において必要な措置を構ることが定められています。

(養護者とは、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等のこと)

3. 高齢者や養護者が発する SOS サイン!

【高齢者の場合】

- ・あざや傷があるのに尋ねても曖昧な返事をする
- ・衣服が汚れている
- ・髪の毛が乱れている
- ・話をしても視線を合わせない
- ・長時間一人で徘徊している
- ・養護者の悪口を言う
- ・あまり外出しなくなかった（見かけなくなかった）

【住居環境】

- ・昼間でも雨戸が閉まっている
- ・家の中から怒鳴り声や泣き声が聞こえる
- ・家の周りにゴミが放置され異臭がする
- ・同居家族が高齢者の悪口を言う
- ・郵便受けが手紙などで一杯になっている

【養護者の場合】

- ・高齢者を訪ねても会わせてもらえない
- ・高齢者の話題を避けようとする
- ・介護の疲れの様子がうかがえる
- ・高齢者の悪口を言う
- ・介護について愚痴をこぼすことがある
- ・介護について相談する人がいないようだ

【参考】: 人権啓発教材 高齢者虐待(法務省人権擁護局)



高齢者や養護者が発するSOSのサインを見逃さないことが大切です。「もしかして虐待?」と感じたら、勇気をもって相談しましょう。

4. 私たちにできることは...

養護者として

- 介護サービスを利用し自分自身の時間もち、気分をリフレッシュさせる
- 困った時は、自治体などに相談し、専門家からアドバイスをもらう
- 積極的に家族や身内の助けを借りる

悩みや
ストレスの
解消になり、
虐待予防に
つながります

家族や親族として

- 高齢者の介護は家族・親族みんなが関わっていくという意識をもつ
- 介護する人に感謝の言葉を掛け、ねぎらう
- 介護する人に任せきりにせず、進んで関わる

周りの人も
一緒になって
支えていくこと
が大切です

地域住民として

- 高齢者と共生するという意識をもつ
- 高齢者や養護者に積極的に挨拶したり声を掛けたりする
- 養護者や高齢者の状況を見て、支援や援助が必要だと感じる時は、役所や関係機関に知らせ相談する

孤立を防ぎ、
寄り添う、
支え合う意識
が高まります

職務上関係する立場として

養介護施設従事者、医師、保健師、弁護士などは、高齢者虐待を発見しやすい



「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待の早期発見に努め、防止のための啓発活動や保護のための施策に協力しなければならない

高齢者の保護
のために協力
体制の推進と
なります

【参考】: 人権啓発教材 高齢者虐待(法務省人権擁護局)

私たちは、それぞれの立場で高齢者問題に関わっています。それぞれの立場から、高齢者問題、高齢者虐待の問題について、アンテナを高くして考えてみませんか。



主な相談機関のご案内

地域包括支援センター



平成18(2006)年の介護保険制度改正を機に設置された、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点。介護予防に関するケアマネジメントをはじめ、高齢者虐待についての相談・通報を受け付けています。

各市町の地域包括支援センターへは、愛媛県のホームページから検索できます。「高齢者虐待の通報・相談窓口」で検索または、次のURLを入力してください。
<https://www.pref.ehime.jp/page/11556.html>

主な相談機関

相談については無料

相談機関・所在地・電話番号	受付時間等	相談方法
愛媛県長寿介護課 松山市一番町 4-4-2 Tel089-912-2430	高齢者に関する相談全般 毎日 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く)	電話・来所
愛媛県人権啓発センター (県庁人権対策課内) 松山市一番町 4-4-2 Tel089-941-8037	人権問題に関する相談全般 毎日 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く)	電話・来所
松山地方法務局人権擁護課 松山市宮田町188-6 Tel089-932-0888	人権問題に関する相談全般 毎日 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く)	電話・来所
常設人権相談所(法務省) 全国共通ナビダイヤル Tel0570-003-110	人権問題に関する相談全般 毎日 8:30~17:15 (土・日・祝祭日を除く)	電話



一人ひとりの高齢者が尊重され、生きがいをもって安心して生活できる社会をつくるために、一人ひとりができることから始めましょう。